

西内(隆)委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、追加提出議案及び閉会日の議事手続等について御協議を願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の追加提出について

西内(隆)委員長 まず、議案の追加提出についてである。
 総務部長、説明願う。

(徳重総務部長、説明)
 ・第1号 高知県監査委員の選任についての同意議案

西内(隆)委員長 何か質問はないか。
 (なし)

2. 議事手続について

(1) 委員会に付託してあった議案

西内(隆)委員長 次に、議事手続についてである。
 委員会に付託してあった知事提出議案3件の委員会審査結果については、1ページ、資料1の一覧表にお示ししてある。

ア 委員長報告に対する質疑

西内(隆)委員長 まず、委員長報告に対する質疑についてであるが、慣例のとおり省略することで、いかがか。
 (異議なし)

西内(隆)委員長 それでは、さよう決する。

イ 討論

西内(隆)委員長 次に、討論についても省略し、報第1号から報第3号までを一括して採決することで、御異議ないか。
 (異議なし)

西内(隆)委員長 それでは、さよう決する。

(2) 追加提出議案

ア 提出者の説明

西内(隆)委員長 次に、追加提出議案についてである。
 先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、本日の会議において、議案を採決の後、日程に上げ議題とし、知事の提案説明を受けることにしたが、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

西内(隆)委員長

この人事議案については、慣例のとおり質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

(3) 議員提出議案

西内(隆)委員長

次に、議員提出議案についてである。

2ページの資料2、ブラジル日本移民115周年・ブラジル高知県人会創立70周年記念訪問への派遣に関する議案については、前回の議運でお決めいただいたとおり、本日の会議に提出することとなっているので、御了承願う。

(了 承)

西内(隆)委員長

なお、この議事手続については、人事議案の採決の後、緊急事件として認定の上、日程に追加して議題とし、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論の全てを省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

以上、ここまでの議事手続についてである。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

西内(隆)委員長

事務局に説明させる。

(吉岡議事課長、説明)

西内(隆)委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

3. 6月定例会の開催時期について

西内(隆)委員長

次に、4ページの資料3、6月定例会の開催時期についてである。

事務執行上のめどとして、正副委員長案をお示ししてある。

6月定例会の開催時期については、この案をめどとし、なお、その決定は、従来どおり招集告示後に開催する議運でお諮りするというところで、いかがか。

	(異議なし)
西内(隆)委員長	それでは、さよう決する。
	4. 継続審査調査の申出について
西内(隆)委員長	次に、5ページの資料4、継続審査調査の申出についてである。 閉会中の継続審査・調査を行うため、お手元の案のとおり申し出ること、御異議ないか。
	(異議なし)
西内(隆)委員長	それでは、さよう決する。
	5. その他
西内(隆)委員長	次に、その他についてであるが、総務部長から発言を求められている。 総務部長、どうぞ。
徳重総務部長	債権放棄に関して、御了承いただきたいことがあるので、説明をさせていただく。 お手元に配付している高知県債権管理条例に基づく債権放棄にかかる議会報告についてという資料の1ページ目を御覧願う。高知県債権管理条例に基づく知事による債権放棄については、年度末に一括して行い、6月議会で御報告することとなっている。その報告の内容については、資料の2ページから4ページに新旧対照表の形で添付している報告書で開会日に議場配付した上で、それぞれの常任委員会でも債権を所管する各課が説明することとなっている。この報告書上、債務者の住所、氏名については原則として記載しているが、資料1ページの2の(1)にあるように、平成29年10月12日の議会運営委員会において、債権の名称と債権者の住所、氏名を併せて記載することにより、高知県個人情報保護条例で定める要配慮個人情報を記載する結果になる場合は、報告書の記載を省略する扱いを決定いただいている。 しかしながら、(2)の理由欄であるが、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体に適用されることに伴い、同日付で高知県個人情報保護条例を廃止した。これによって、要配慮個人情報の根拠も個人情報保護法となったので、今後は個人情報保護法で定める要配慮個人情報について、報告書上記載しない取扱いとしたいので、御了承願いたいと思う。また、報告書の様式についても、これまで欄外に参考として個人情報保護条例等を記載していたが、今後は個人情報保護法等を記載させていただくことになる。なお、下の表は新旧の取扱いなどをまとめたものである。上段の債権放棄の議会報告の取扱いについては、先ほど説明したとおりである。また、要配慮個人情報に該当する債権の例として、生活保護費返還金を記載しているが、個人情報保護法で定める要配慮個人情報に含まれないため、今後は債務者の住所、氏名を記載して報告させていただくことになる。その他の債権については影響はない。 説明は以上である。
西内(隆)委員長	ただいまの総務部長の説明について、質問、御意見があれば御発言願う。

R5.5.11 議会運営委員会

中根委員	ちょっと教えていただきたいのが、高知県独自の条例はなしになった、了解である。それで、生活保護費返還金について、高知県が独自に入れていた中身が、国の個人情報保護法ではなくなったということだが、独自につくっていた高知県のものを入れる手だてではないか。新たに条例をつくるだとか、そういうことを検討しなければ、これまでの中身を生かすということではできないということか。
徳重総務部長	今回、個人情報に関する法律が全国一律の制度として規定されており、そこに要配慮個人情報が規定された。そこに、本県独自のルールとして、これまでのように生活保護費について記載をすることが法制上可能かと言われると、それはあくまで本県が全国と違って、独自に生活保護費について配慮が必要だということを説明できなければ、なかなかそれを制度化することは難しいという見解をいただいている。
中根委員	そうなると、今後の方向として、全国がどんなふうな状況か分からないが、いろんなことを見ながら、事例として入れようと努力したときに、入れられる可能性があるということか、しっかりとした議論をして。
徳重総務部長	まず、そもそもであるが、昨年度までの個人情報保護条例自体が、要配慮の個人情報に生活保護費関係を入れていたところがほとんどなかった状況である。ただ、あくまで法律と条例の関係で議論をして、本県独自の理由で必要だということがあれば、その議論自体は排除されないと思っている。
西内(隆)委員長	それでは、この件については、先ほどの総務部長からの説明のとおりとすることで、御異議ないか。 (異議なし)
西内(隆)委員長	それでは、さよう決する。 ほかに、その他で何かないか。 (なし)
西内(隆)委員長	それでは、協議事項は以上である。 本日の本会議開会時刻は、午前10時でよろしいか。 (異議なし)
西内(隆)委員長	それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。 以上で、議会運営委員会を終わる。